

令和5年度障がい者芸術文化活動外部指導者派遣事業 実施要項

1 目的

障がいのある方や障害福祉サービス事業所等（以下、「事業所等」という。）に、芸術文化に造詣の深い外部指導者を派遣し、ダンスや音楽、絵画などの取組について専門的な指導を行うことにより、裾野の拡大や活動のブラッシュアップを図ります。

2 募集期間

令和5年6月26日（月）～令和5年7月18日（火）

※予定募集数に満たない場合には、追加募集を行う可能性があります。

3 派遣期間

令和5年8月上旬～令和6年2月上旬

4 事業の内容

芸術文化活動において外部指導者の派遣を希望する事業所等に対し、愛媛県障がい者アートサポートセンター（以下、「アートサポートセンター」という。）が希望内容に応じて適切な助言・指導ができる指導者をマッチングし、1事業所等あたり年間3回程度派遣します。

(1) 対象者

県内の障がいのある方、障害福祉サービス事業所等

(2) 指導内容

舞台分野：ダンス、音楽、演劇 等

美術分野：絵画、造形、陶芸 等

(3) 派遣先募集数

舞台分野：5事業所等程度

美術分野：5事業所等程度

(4) 派遣回数

1事業所等あたり年間3回程度

※実施時間は、1回あたり2時間程度を予定していますが、事前打合せの際に調整することが可能です。

(5) 指導者

別紙指導者一覧のとおり

(6) 指導に係る経費

○指導者の謝金及び派遣旅費：アートサポートセンターが負担します。

○指導に係る材料費：派遣先の負担となります。

(7)参加者の決定

7月下旬に決定します。

(8)実施方法

申込書をもとにヒアリングを行い、指導内容や指導者など詳細を決定します。

また、指導開始前には、アートサポートセンターの職員が事前に事業所等を訪問し、活動状況及びニーズの把握を行います。

5 その他

- 応募多数の場合は、アートサポートセンターにて派遣先を検討させていただきます。
- 実施日時や内容について調整させていただく場合があります。
- 新型コロナウイルスの感染状況等により、実施を中止する場合があります。

6 申請書類提出について

- (1) 提出書類： 令和5年度障がい者芸術文化活動における外部指導者派遣申込書
- (2) 提出方法： 郵送、ファックス、メール、持参
- (3) 提出期限： 令和5年7月18日（火）
- (4) 問合せ・応募先： 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
愛媛県障がい者アートサポートセンター（担当：宮本）
〒790-0843 松山市道後町2丁目12-11
TEL 089-924-2170
FAX 089-923-3717
E-Mail art-support@ehime-swc.or.jp